

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。

具体的な支障事例

県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。

「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。

当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。

なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

損害賠償金についても私人に徴収の事務を委託できるようになれば、損害賠償金の回収についても専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収を効率化することができる。

根拠法令等

地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、大阪市、愛媛県

○本県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関し

ては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。

また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。

○市営住宅の入居者に賦課される市営住宅及び附帯駐車場にかかる金銭は、①使用承認(賃貸借契約)期間における使用料(公営住宅法第16条等に基づいて定めた家賃及び駐車場使用料等)と、②使用承認取消(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間における賃料相当額損害金がある。

①の使用料の収納事務については地方自治法施行令第158条による収納事務委託をしているが、②の損害金の収納事務については法律等に定めがなく委託ができない。

そのため、使用料の収納は私人に委託し損害金の収納は本市が直接行っており、同一滞納者に対する納付勧奨が別々に行われることにより滞納者が混乱したり、本市における事務も非効率なものとなっている。また、弁護士法人等私人への委託により使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能となれば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることから、関係法令の改正を求める。

## 各府省からの第1次回答

地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入は、その収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することを可能としているもの。

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、地方自治法施行令第158条第1項が改正され、同項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金について、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとされたが、これらについても、元金に付随して発生する歳入であり、収入金額は条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することが可能とされたもの。

この度の提案は、公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の徴収事務についての私人への委託であるが、当該賠償金が機械的に算出されるか否かについて国土交通省に確認したところ、損害賠償金に対する考え方及び額の決定については、各地方公共団体が定めることとされており、制度的に統一的な取扱いとされていないことや、不法占拠者が住居を毀損した場合の損害賠償額については、その程度に応じた額がその都度設定されることも想定されることとあった。これらを勘案すると、当該賠償金については、機械的に算出されるものとは言い難く、地方自治法施行令第158条第1項による私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とはならないものとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

入居者が公営住宅法第32条第1項各号に該当する場合、県は入居者に対して公営住宅の明け渡しを請求し、その際、奈良県営住宅条例第38条第3項及び第4項並びに奈良県営住宅条例施行規則第19条において定める金額(「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の家賃の2倍に相当する額」)を徴収することとしている。このため、収入金額が客観的に明らかであり、私人への徴収又は収納事務を委託することにより、公正な公金の取扱いに適正さを欠くおそれはないと考える。

また、公営住宅の退去者等が住居を毀損した場合の損害賠償金については、その毀損状況等によりその都度算定されるものであるから、前段の不法占拠に対する損害賠償金のように一定の算定基準によって算出されるものではないが、当該損害賠償金は、入居時に徴収している敷金との相殺により精算されることが多いため滞納となることが少なく、当県における滞納額も少額である。(下記※参照)このため、今回の提案で私人への徴収委託を可能としたい対象は不法占拠に対する損害賠償金であり、住居毀損に対するものは必ずしも必要としない。

以上のことから、地方自治法施行令第158条の規定に「第1号に係る損害賠償金で普通地方公共団体が条例で額を定めるもの」等の限定条件を設けることにより、私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とされたい。

(※ 奈良県の状況)

- ・不法占拠に対する損害賠償金の滞納額：107,640,788円
- ・退去者等の住居毀損に対する損害賠償金の滞納額：3,535,134円(上記の約3.3%)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【大阪市】

家賃滞納等の債務不履行に基づく解約または高額所得者に対する法定解約により発生している明渡し義務を履行しない場合における損害賠償の額を予め法律・条例等で規定したもの、「民法第420条の損害賠償の予約として条例等で定める損害金」という。）については、その収入金額が条例等に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託することは、公金取扱いに関して適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであり、特に家賃滞納整理業務においては明渡しまでの間の滞納家賃と併せて徴収することはより顕著であることから、収納事務委託対象可能な歳入として地方自治法施行令第158条第1項に追加されたい。

### 【愛媛県】

回答は「貸付損害金」が、現施行令(前回の施行令改正主旨)において、機械的に算出されるものか否かによる事務委託可否の説明となっており、今回提案による現施行令の改正により、「貸付損害金」の事務委託を可能にし、「滞納家賃」と併せ一体的な事務委託を可能にすることに対する記載がみられない。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の額については、公営住宅法第32条第3項において「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、機械的に算出されることが法令上担保されているものではない。

また、元金に付随して発生する遅延損害金と異なり、損害賠償金は、個別具体的な事案ごとに損害の認定が必要であると考え、地方公共団体が対応することが想定される損害賠償金の種類は非常に多岐に渡ることから、私人の公金取扱いの制限の趣旨に照らし、法令により画一的に規定することについては慎重な検討が必要である。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

—